

食品安全委員会（第885回会合）議事概要

日 時:令和5年1月17日(火) 14:00~15:12

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:山本委員長ほか6名出席

動画配信:一般8名、行政3名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・動物用医薬品 1品目
馬鼻肺炎生ワクチン(エクエヌテクトERP)

→農林水産省及び担当の浅野委員から説明

本件については、平成26年1月27日付けの委員会決定の1に該当するものとして、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するとの審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等 3品目
Geobacillus stearothermophilus TP7株を使用して生産されたプロテアーゼ
Trichoderma reesei RF6197株を使用して生産されたペクチナーゼ
Trichoderma reesei RF6201株を使用して生産されたペクチナーゼ

→厚生労働省から説明

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(2) 農薬第一専門調査会における審議結果について

- ・「フェナミホス」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第一専門調査会に依頼することとなった。

(3) 農薬第五専門調査会における審議結果について

- ・「酸化亜鉛」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第五専門調査会に依頼することとなった。

(4) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「シフェノトリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「*d*・*d*-T-シフェノトリンを有効成分とする豚舎噴霧剤（カーボジェット、ファームクリン）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「ピジフルメトフェン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ピリベンカルブ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、

「ピジフルメトフェンの許容一日摂取量（ADI）を0.099 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARFD）を0.3 mg/kg体重と設定する」

「ピリベンカルブの許容一日摂取量（ADI）を0.039 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARFD）を1.1 mg/kg体重と設定する」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・飼料添加物「ギ酸を有効成分とする飼料添加物（水酸化ナトリウム混和製剤）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、

「ギ酸を有効成分とする飼料添加物（水酸化ナトリウム混和製剤）は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。